

第19回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日（金）午前9時32分から9時53分

2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	3番	久保田	力雄	4番	砂坂 浩一郎
	5番	小山	幸良	6番	寺内 秀昭
	7番	河野	律雄	8番	古市 道則
	9番	中畠	一三	10番	中之藪 堅二郎

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田	善昭	ロ.	向井	克巳
ハ.	中園	廣行	ニ.	中峯	哲義
ホ.	片板	大作	ヘ.	雨田	俊孝
ト.	原田	晃生	チ.	小脇	尚武

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第19号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田	直樹
農地振興係長	戸川	修一郎
農地振興係	日高	美保

7. 会議の概要

事務局 会長からもありましたが、本日、農地利用最適化推進委員については、本町において新型コロナウイルスの感染者が発生していることから欠席とさせていただきます。

本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 長 ただいまから、第19回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号5番 小山 幸良委員、7番 河野律雄委員を指名します。

議長 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第19号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。資料2ページをお開きください。

議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和4年2月28日を公告日とする農用地利用集積計画 農地中間管理権1件を定めたいので承認を求めるものです。

資料は3ページをご覧ください。

農地中間管理事業による利用権設定です。

期間の始期を令和4年2月28日から令和9年2月27日を終期とするもので、期間は5年間の1件となっております。

それでは資料4ページをお開きください。計画内訳書について説明をいたします。

整理番号1番、利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 A・87歳、利用権の設定を受ける者は公益財団法人鹿児島県地域振興公社で、耕作者はBです。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は田、地積は●●㎡、作付けする作物は利用内容に記載しておりますが飼料米です。権利の種類は賃借権で、賃借料は10アール当り〇万円の口座振替です。図面については5ページに添付しておりますのでお目通しいただきたいんですが、場所は農道〇〇線上の〇〇に向う右手方向になります。

中間管理権等を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続

しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：C、譲受人：D 外3件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。資料の6ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が3件と賃借権の設定が1件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 C。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Dです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

その他 同字××番を含み、地積合計が●●㎡となります。

この件につきましては、7ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は11ページから添付しています。

整理番号2番。貸人が、南種子町〇〇××番地 E。

借人が、南種子町〇〇××番地 Fです。

土地の所在が、〇〇字△△××番・同字××番の2筆で、地目は田、地積合計が●●㎡。

賃借権で期間は10年間、対価は10アール当り〇万円です。

この件につきましては、8ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は17ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 G。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Hです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、9ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は22ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Jです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m²。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、10ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は27ページから添付しています。

以上4件につきましては、2月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番・2番、5番委員。

5番委員

整理番号1番のCからDさんへの移転ということで、貸してた共有地を共有する権利者に全部渡すということで、本人たちに譲るという形を取っております。そういうところでDさんの畑については、先日の現地調査でも確認をしましたが、ロベを栽培しています。他の畑については、高齢ということでほとんど貸しているんですが、ロベだけは手入れが出来るということで、やっております。ということでよろしくお願ひします。

それから整理番号2番のEさん、85歳で高齢ということで、この方も畑は全部、Kさんに貸しています。そしてF君が今家を造りたいということで、土地を買って今名義変更をしているんじゃないかと思ひます。そういうことがありまして、耕作をしなければいけないということで、ちょうどEさんとF君の舅にあたるんですが、Lのあの方の奥さんが親戚なものですから、どうかということで今年から作るそうです。去年まではEさんが耕作をしておりました。ということで来月以降にF君の家建ての件の話も出てこようかと思ひますけど、よろしくお願ひします。

議長
3番委員

整理番号3番、3番委員。

では説明いたします。譲受人のH氏の父親と、譲渡人のGさんの亡くなった旦那さんは兄弟でして、2人の話し合ひはよくできております。問題はないものと思ひますが、皆さんのご判断をよろしくお願ひします。

議長
11番委員

整理番号4番、11番委員。

ご説明申し上げます。譲渡人のIさんですが、年齢が81歳、併せて後継者もないということで、農業の縮小を考えているということです。その1つとして今回の農地売却をするということでござひます。それから譲受

人のJさんはMさんの娘ということになります。〇〇牧場は生産牛を約200頭ほど肥育しているということですが、中では親子3人で分割をした形で経営をしている、今後も規模拡大を図りたいという、その考えの中で牧草を作る、そして今回の農地取得をするということでございます。現地はよく整備をされておりまして、特に問題はないかなと考えております。

議長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人：Nを議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。資料32ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人は、霧島市〇〇番××号 N。

所有者は、南種子町〇〇××番地 O。

申請人と所有者が違いますが、所有者は亡くなられており、相続人の1人からの申請で差し支えないことになっているため、相続人であるNからの確約書を添付しての申請となっております。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記地目は畑、地積は●●㎡です。

変更年月日については、昭和35年以前です。

現況といたしまして、『申請地は昭和35年以前より居宅及び物置（計3棟）が建築されており宅地として利用しておりましたが、この度住宅新築の目的で令和3年4月に従前の建物を取り壊しました。申請地は瓦礫等もあり農地として利用できません』。

参考資料は33ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

この件の内容につきましては、2月10日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、6番委員。

6 番委員 この土地は〇〇集落の人家の中にあります。父母が生前生活しており、平成 19 年 8 月 14 日他界しました。いつだったかと思って調べてみました。家は最近まで建っていました。

息子さんが帰って来て住みたいという希望があります。小さな集落に人口が増えて、農村も明るくなり活性化することで良いことだと思います。地目としては宅地ではなく農地であったという状況ではありますが、瓦礫等で農地としての使用は不可能なことから非農地申請をしております。勘案の上、前向きに検討していただきたいと思います。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第 3 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇字△△××番 外 15 筆を議題にします。
事務局 資料 36 ページをお開きください。
議案第 4 号は、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は、現地調査の結果農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号 1 番、台帳所有者が大阪府河内長野市〇〇丁目××番 P。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は畑、地積は●●㎡です。外 15 筆で合計が 16 筆、地積合計は●●㎡になります。

参考資料として 38 ページから現地調査資料を添付しております。

この 16 筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、2 月 10 日の現地調査において、会長・農地部長・月担当委員、事務局で現地確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、変更計画：農用地の除外を議題にします。

議長 議案第5号の説明をお願いします。総合農政課 農業再生対策係長。

農業再生対策係長 議案第5号について説明いたします。

議長 議案第5号は、農業振興地域整備変更計画に対してご意見を求めるものでございます。

議長 資料は、46ページをご覧ください。今回の変更は、農用地区域からの除外の1件であります。申請者は、F氏で、変更しようとする土地は、大字〇〇字△△××番であります。

議長 除外面積は、●●アールであり、変更後の用途は、農家住宅及び農家倉庫用宅地であります。

議長 詳細につきましては、添付の資料をお目通し願います。

議長 以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありますか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議長 議案第5号については、原案のとおり決定しました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。

